

① 日本国際博覧会出展準備金の損金算入に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(九) 平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首日本国際博覧会 出展準備金の金額	9	円
積 立 限 度 額 の 計 算	出展参加契約に基づいて 定められる敷地面積	2	平方メートル		当期 繰 越 額 の 計 算	支出した出展費用等の額 のうち損金算入された金額 がある場合の益金算入額	10
		54万円に同上の数を 乗じた金額	3	円	同上以外の場合に よる益金算入額	11	
	同上のうち、集合館の場合 又は共同出展の場合の 負担金額		4		計 (10) + (11)	12	
積立限度額	出展参加契約をした日 と平成14年7月1日の いずれか遅い日	5	平 . .	当期積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13		
		(5)から平成17年3月24日 までの間に含まれる 当期の月数	6	月	期末日本国際博覧会 出展準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14	
積立限度額 (3)又は(4) × $\frac{(6)}{33}$	7		円	貸借対照表の金額との 差額の 明細	貸借対照表に計上されている 日本国際博覧会出展準備金	15	
	積立限度超過額 (1) - (7)	8			当期 分	差引 (15) - (14)	16
				前 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (12) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17	
					当期に生じた差額の合計額 (8) + (17)	18	
				前 期 分 以	前期末における差額 (前期の(16))	19	

別表十二（九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で2005年日本国際博覧会を主催する団体等（以下「主催団体等」といいます。）との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが、平成17年改正措置法附則第34条第3項（日本国際博覧会出展準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の措置法第57条の2（日本国際博覧会出展準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で主催団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが平成17年改正措置法附則第48条第3項（日本国際博覧会出展準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するとされる改正前の措置法第68条の52（日本国際博覧会出展準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「積立限度額の計算」の「同上のうち、集合館の場

合又は共同出展の場合の負担金額4」には、その出展の形態が集合館の場合又は共同出展の場合（以下「共同出展等の場合」といいます。）に、「54万円に同上の数を乗じた金額3」の金額にその出展をする法人に係る分担割合等を乗じた金額を記載します。

なお、この場合の分担割合等とは、財団法人日本国際博覧会協会との間に取り交わす出展参加契約書の添付書類である計画書において定められている「出展に要する費用の分担割合」等合理的な負担割合をいいます。

3 「積立限度額の計算」の「積立限度額（(3)又は(4)） $\times \frac{(6)}{33}$ 7」は、共同出展等の場合には「(3)又は」を消し、共同出展等の場合以外の場合には「又は(4)」を消します。

4 「翌期繰越額の計算」の「期首日本国際博覧会出展準備金の金額9」には、当期首現在の税務計算上の日本国際博覧会出展準備金の金額を記載します。